

板橋区 高齢者新型コロナワクチン 定期予防接種のお知らせ

予防接種法の改正により、令和6年度から新型コロナワクチン予防接種は「定期接種」として実施しています。毎年秋～冬に1回、高齢者を対象にその年のウイルス株に対応するワクチンを接種します。

※定期接種の対象とならない方や、定期接種の期間外に接種を希望する方は、「任意接種」として自費で接種を受けることができます。

1 対象者

(1) 令和8年3月31日現在、満65歳以上の方

(2) 令和8年3月31日現在、満60歳以上65歳未満の、心臓・腎臓・呼吸器障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で身体障害者手帳1級を所持の方

※接種は義務ではありません。ご本人が希望する場合にのみ、接種を行います。

※現在64歳または59歳の方は、まだ接種ができません。65歳及び60歳の誕生日前日から接種が可能になります。予診票右上の有効期限の開始と終わりをご確認ください。

2 対象期間 令和7年10月1日 から 令和8年3月31日 まで

※ 期間内に1回だけ接種ができます。(初回接種の場合も、1回のみ助成対象。)

※ 対象期間外に接種をした場合、接種費用は全額自己負担となります。

3 接種費用 予診票の右上に記載されている自己負担額をご覧ください。

※生活保護受給中の方、中国残留邦人等支援給付受給中の方は無料になります。

※自己負担額の記載がある方でも、現在生活保護受給中の方は、「生活保護受給証明書」を添付していただければ、無料で接種することができます。

※翌年度以降は自己負担額が変更になる可能性があります。

4 接種場所 板橋区内または東京23区内の協力医療機関

『板橋区高齢者新型コロナワクチン定期接種協力医療機関一覧表』をご確認ください。

※ 接種できる場所は医療機関のみとなります。予約等については、接種希望の医療機関に事前にお問い合わせください。

※ 東京23区内の協力医療機関であれば、板橋区外でも接種可能です。受付の可否は、直接お問い合わせください。

※ 東京23区外ではこの予診票は使用できません。

※新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは同時接種が可能です。接種間隔に制限はありません。

(インフルエンザワクチンの定期予防接種期間は令和7年10月1日から令和8年1月31日までです。

同時接種をご希望の方は、早めの接種をご検討ください。)

当日の 持ち物

1. マイナンバーカード または 健康保険資格確認書
2. 予診票 (同封のお名前などが印字されている用紙)
3. 接種費用

※生活保護受給中の方、中国残留邦人等支援給付受給中の方は、1・3は不要です。

【新型コロナワクチンの有効性】

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する効果が認められています。ワクチンを接種して免疫がつくまでには1～2週間程度かかると言われています。

【接種を受ける前に】

ワクチン接種は、本人（ワクチン接種をする人）の同意が必要です。新型コロナワクチンの予防接種についてこのお知らせをよく読み、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気になることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に医師に質問し、十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。予診票は接種を受ける方が責任をもって記入してください。

任意接種で新型コロナワクチンを接種している場合、追加接種は前回接種から3か月以上の間を空ける必要がありますので、接種日をご確認ください。

【予防接種を受けることができない人】

- ・明らかに発熱している方。一般的に体温が37.5℃以上の場合を指します。
- ・重い急性疾患にかかっている方
- ・ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方
- ・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方

【予防接種を受けるのに際し、担当医とよく相談しなくてはならない人】

- ・過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
- ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- ・過去にけいれんを起こしたことがある方
- ・ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

※新型コロナワクチンは筋肉内に注射することから、抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある方は、接種後の出血に注意が必要とされています。

【副反応について】

ワクチンを接種した後は、接種部位の痛みが出たり、倦怠感、発熱、頭痛や関節痛などが生じることがあります。これらの症状は、たいてい数日以内に軽快することが分かっています。

【予防接種を受けた後の注意事項】

ワクチンを受けた当日は、激しい運動や過度の飲酒などは控えましょう。接種部位については、清潔に保つよう心がけてください。

接種後に医療機関から発行される接種済証は予防接種を受けた証明書になりますので、大切に保管しましょう。

接種済証の再発行は有料（発行場所：区内5か所の健康福祉センター）です。

※厚生労働省による「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」及び「接種証明書コンビニ交付」は令和7年3月31日をもって終了しました。また、海外渡航時に接種証明書が必要な国は極めて少ない状況のため、令和7年度以降の接種記録について、海外渡航用（英語版）接種済証の発行は行っておりません。

新型コロナワクチンに関する最新の情報は、板橋区ホームページや厚生労働省ホームページをご確認ください。



▲板橋区



▲厚生労働省

お問い合わせ先

- 予防対策課 … (3579) 2318
- 上板橋健康福祉センター … (3937) 1041
- 志村健康福祉センター … (3969) 3836

- 板橋健康福祉センター … (3579) 2333
- 赤塚健康福祉センター … (3979) 0511
- 高島平健康福祉センター … (3938) 8621